

指定管理者募集に係る参考資料集 (体育文化館)

1	施設概要
2	施設位置図
3	管理範囲図
4	施設写真
5	施設利用状況
6	収支決算書
7	利用料金等一覧
8	備品一覧
9	指定管理者選定評価票
10	佐世保市体育文化館条例
11	佐世保市体育文化館条例施行規則
12	体育施設優先使用に関する要綱
13	学校ナイター管理業務仕様書
14	新公園テニスコート管理業務仕様書

令和 7 年 8 月

佐世保市文化スポーツ部スポーツ振興課

施設概要（体育文化館）

1 建設年月 昭和58年3月

2 敷地面積 10,262 m²

3 建築面積 7,254 m²

4 延床面積 19,467 m²

【内訳】

①体育館：9,646 m²

②コミュニティセンター：4,240 m²

③地下駐車場：5,581 m²

5 詳細 ①体育館

アリーナ面積：1,920 m² (40m×48m) ※利用可能面（台）数は下表のとおり

種目名	利用可能面（台）数
ハンドボール	1面
バスケットボール	2面
バレーボール	3面
バドミントン	10面
卓球	33台

天井高：13.8m

固定観覧席：2,058席

その他の機能：下表のとおり

	名称	面積(m ²)
1階	指定管理者用事務室	87
	役員室	36
	会議室	64
	ミーティングルーム	64
	選手控室	(2室)64
	医務室	35
	男女更衣室	男75 女36
	シャワー室	男18 女17
	清掃員詰所	18
	中央監視室	46
	放送室	24
	器具庫	282
	倉庫	151

②コミュニティセンター

●集会場(小体育室)

アリーナ面積：768 m²(24m×32m)

種目名	利用可能面(台)数
バスケットボール	1面
バレーボール	2面
バドミントン	4面
卓球	14台

●コミュニティセンターホール(5階・6階)

面積：468 m²

固定席：600席

その他の機能：下表のとおり

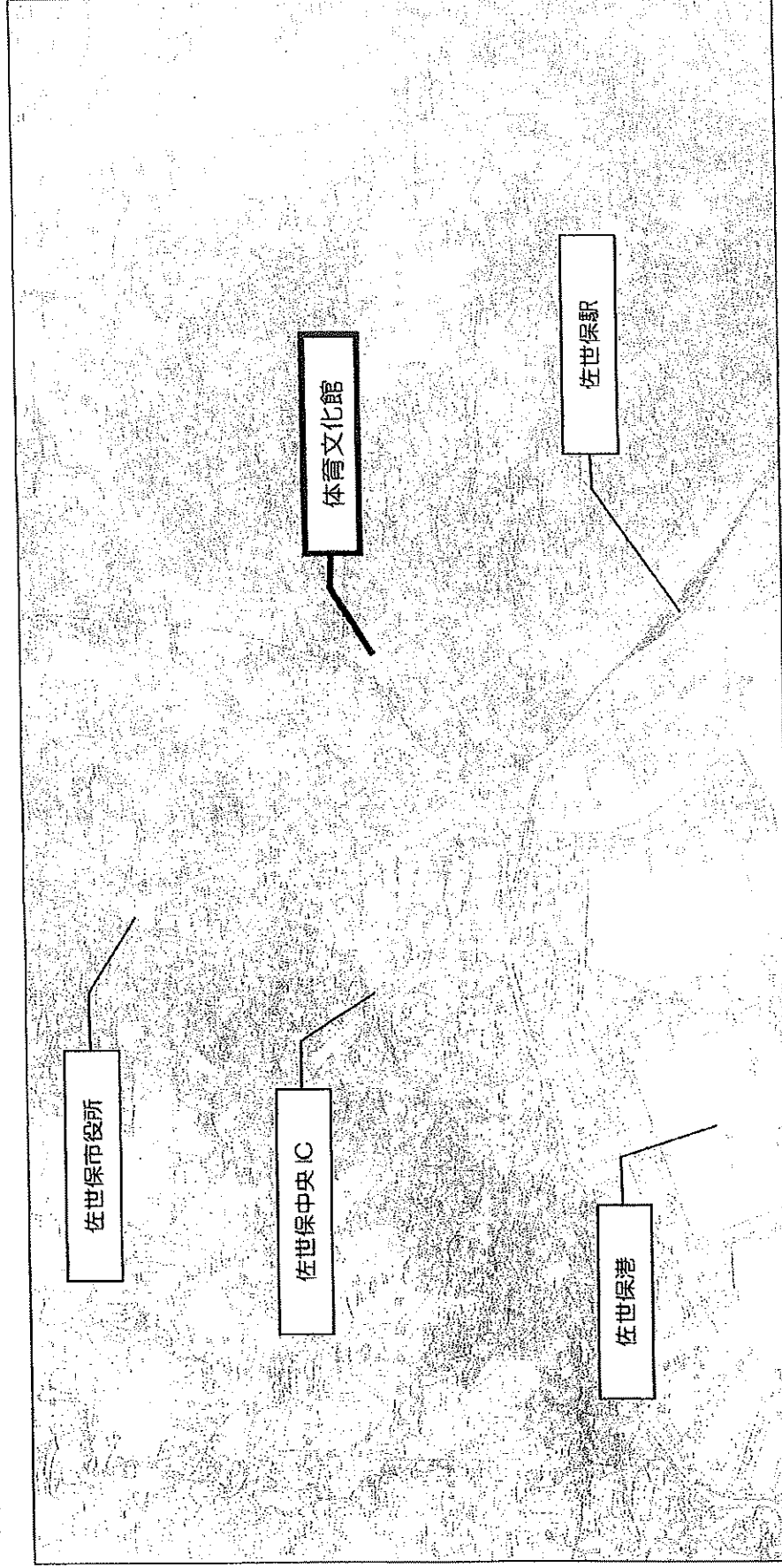
	名称	面積(m ²)
1階 (中部地区コミュニティセンター)	事務室	32
	研修室	213
	講座室	145
	図書室	114
	調理実習室	102
	和室	59
3階	更衣室	男 38 女 33
5階	控室(第1)	29
	控室(第2)	46
7階	調音機械室	10
	映写室	32

③地下駐車場

駐車可能台数：165台

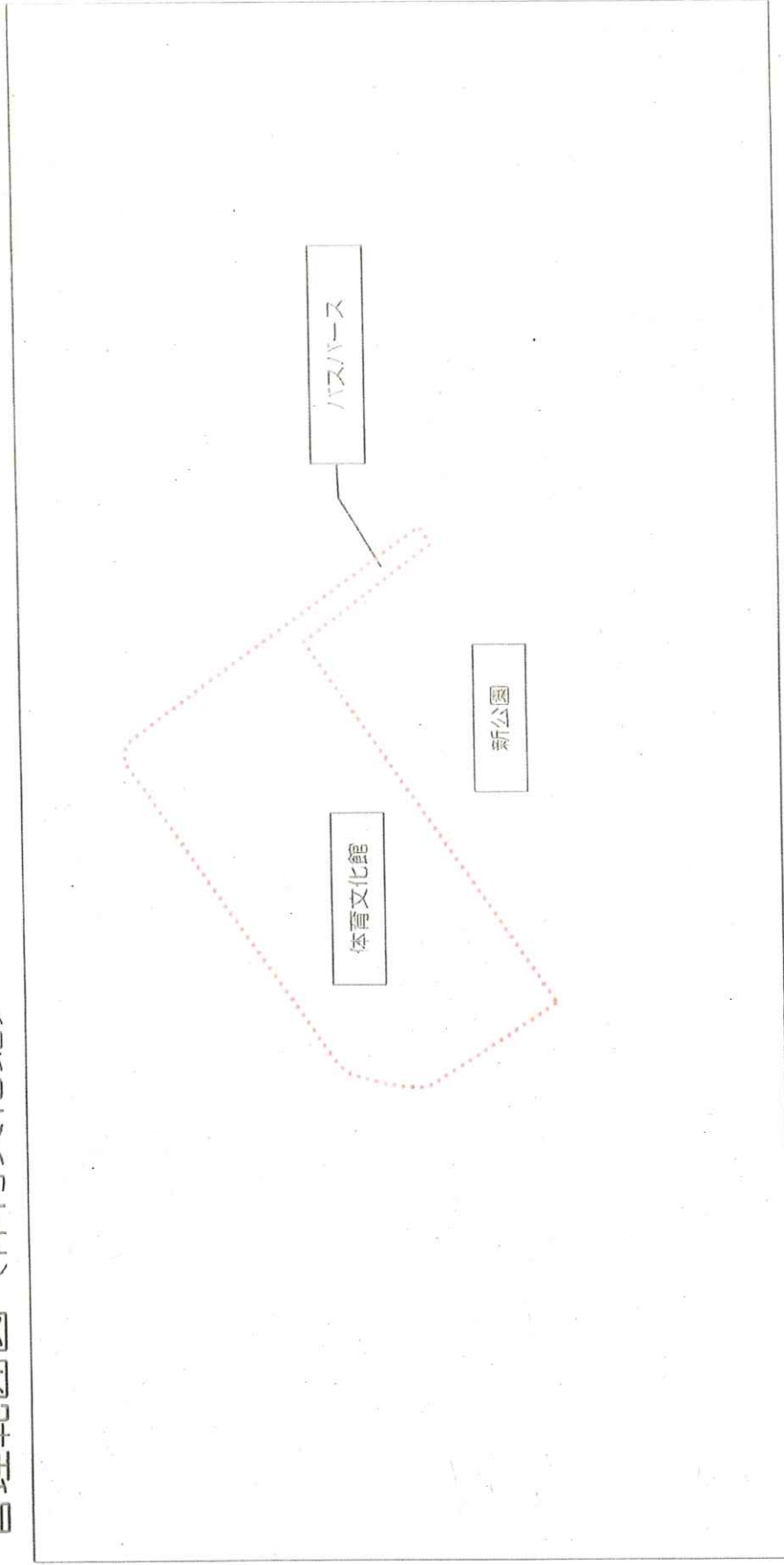
以上

施設位置図（体育文化館）



※佐世保駅と体育文化館は、直線距離約1 km

管理範囲図 (体育文化館)



※管理範囲を示す図は目安である。

施設写真(体育文化館)

体育文化館（外観）



体育館（内観）



施設写真(体育文化館)

集会場（内観）



コミュニティセンターホール（内観）



施設利用状況(体育文化館)

		区 分	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算/参考)
体育文化館	大 体 育 室	利用日数	313	355	357	353
		利用件数	2,031	2,083	2,515	2,010
		利用人数	54,310	85,674	97,460	115,928
		利用料金	6,816,840	8,357,600	11,095,010	7,879,220
		照明その他実費計	1,756,250	2,025,670	2,357,850	2,472,390
	コ ミュ ニ テ ィ 集 会 場	利用日数	2,901,065	4,404,059	4,092,408	10,180,942
		利用件数	11,474,155	14,787,329	17,545,268	20,532,552
		利用人数				
		利用料金				
		照明その他実費計				
	ホ ー ル	利用日数	309	355	356	353
		利用件数	1,207	1,494	1,661	1,691
		利用人数	23,269	21,928	21,241	25,187
		利用料金	2,543,280	2,933,700	2,844,460	3,272,120
		照明その他実費計	633,540	757,200	831,720	899,580
	小 計	利用日数	476,510	478,800	597,470	1,659,320
		利用件数	3,653,330	4,169,700	4,273,650	5,831,020
		利用人数				
		利用料金				
		照明その他実費計				
	駐 車 場	利用日数	38	99	94	108
		利用件数	41	107	103	125
		利用人数	6,683	23,335	22,162	29,034
		利用料金	1,422,990	4,305,460	3,986,130	5,472,620
		照明その他実費計	534,510	1,247,040	1,390,150	1,714,530
	延 べ 利 用 日 数	利用日数	1,957,500	5,552,500	5,376,280	7,187,150
		利用件数	660	809	807	814
		利用人数	3,279	3,684	4,279	3,826
		利用料金	84,262	130,937	140,863	170,149
		照明その他実費計	10,783,110	15,596,760	17,925,600	16,623,960
	延 べ 利 用 人 数	利用日数	2,389,790	2,782,870	3,189,570	3,371,970
		利用件数	3,912,085	6,129,899	6,080,028	13,554,792
		利用人数	17,084,985	24,509,529	27,195,198	33,550,722
		利用料金	45,911	58,081	60,481	60,523
		照明その他実費計	16,290,260	21,130,990	21,658,380	23,101,170

収支決算書（佐世保市体育文化館）

（収入）

（単位：円）

科 目	R3	R4	R5	R6（参考）
利用料金	27,073,370	36,727,750	39,583,980	39,725,130
実費徴収金	6,649,378	8,912,769	9,269,598	16,926,762
雑収入	780	87,387	137,723	4,070
負担金収入	2,156,678	2,753,651	3,022,288	3,241,589
収入合計	35,880,206	48,481,557	52,013,589	59,897,551

（支出）

科目	R3	R4	R5	R6（参考）
人件費合計	34,059,028	32,889,972	33,811,008	34,546,494
報償費	0	0	0	0
旅費交通費	26,090	6,190	40,300	10,200
需用費	16,637,165	23,446,010	22,587,419	27,760,497
	消耗品	1,646,495	1,189,579	1,284,737
	燃料費	81,405	96,214	92,136
	印刷製本費	0	0	0
	光熱水費	12,302,188	21,693,283	17,749,370
役務費	修繕費	2,607,077	466,934	1,469,600
	通信運搬費	3,667,840	3,916,976	4,031,477
	手数料	540,966	608,697	589,366
	保険料	2,840,264	3,022,199	3,155,951
委託料	286,610	286,080	286,160	286,570
賃借料及び使用料	21,540,516	21,485,516	22,320,804	22,821,163
原材料費	828,737	813,931	771,923	865,409
負担金	744	0	4,494	0
物件費合計	1,054,440	1,006,910	1,041,284	976,300
租税公課費合計	43,755,532	50,675,533	50,797,701	55,876,644
支出合計	2,979,000	3,018,000	3,173,000	3,644,000

指定管理料（予算ベース）	44,840,844	39,715,789	40,337,000	38,996,000
--------------	------------	------------	------------	------------

（参考）不用額 〔指定管理料－（支出合計－収入合計）〕	△ 72,510	1,613,841	4,568,880	4,826,413
--------------------------------	----------	-----------	-----------	-----------

（留意事項）

本資料は、条例上休館日となっている火曜日を開場した収支決算である。

利用料金等一覧（体育文化館）

1 大体育室

①専用利用料金

区分			利用時間	自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
営利を 目的と しない 場合	体育スポー ツに利用す る場合	入場料等を徴収しない場合		8,640円	8,640円	8,640円
		入場料等を徴収する場合		25,920円	25,920円	25,920円
	体育スポー ツ以外に利 用する場合	入場料等を徴収しない場合		25,920円	25,920円	25,920円
		入場料等を徴収する場合		77,760円	77,760円	77,760円
営利を目的とする場合				233,280円	233,280円	233,280円

②練習利用料金

区 分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
バスケットボールコート1面1時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート1面1時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート1面1時間につき	430円	530円
卓球台1台1時間につき	280円	350円

備考

- 入場料等を徴収する場合には、規定の利用料金に次に掲げる額を加算する。
(イ) 営利を目的としない場合
入場料の最高額を60倍した額（ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）以下の学校及びその団体にあっては、30倍とする。）
(ロ) 営利を目的とする場合
入場料の最高額を100倍した額
- 専用利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在学学生を含む。以下同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 練習利用料金のうち、高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 準備又は後片づけに係る利用については、規定の利用料金の3分の1とする。
- 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 練習利用時間及び附属施設の個別利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。（午後7時半から午後9時半は2時間単位とする。）
- 前号の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

③附属施設利用料金

区 分	専用付帯利用 (1利用につき)	個別利用（1時間につき）	
		市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
ステージ	—	180円	230円
選手控室A・B	470円	290円	390円
ミーティングルーム	950円	600円	790円
役員室	1,190円	—	—
会議室	840円	900円	1,200円

2 集会場（小体育室）

①専用利用料金

区分		利用時間	自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
専用利用 料金	体育・スポーツに利用する場合		4,320円	4,320円	4,320円
	体育・スポーツ以外に利用する場合		8,640円	8,640円	8,640円
	営利を目的とする場合		77,760円	77,760円	77,760円

②練習利用料金

区 分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
バスケットボールコート1面1時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート1面1時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート1面1時間につき	430円	530円
卓球台1台1時間につき	280円	350円

備考

- 専用利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。以下同じ。）以下を参加対象者として主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 練習利用料金のうち、高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 準備又は後片づけに係る利用については、規定の利用料金の3分の1とする。
- 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 練習利用時間及び附属施設の個別利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
- 前号の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。（午後7時半から午後9時半は2時間単位とする。）
- やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。

3 コミュニティセンターホール

区分		利用時間	自 午前9時 至 正 午	自 午後1時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後10時
ホール	平日		9,630円	20,470円	24,090円
	土曜日・日曜日・休日		11,550円	24,570円	28,900円
第1控室		4時間につき	600円		
第2控室		4時間につき	1,190円		

備考

- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 利用者が練習又は準備のため、ホールの舞台面のみを利用する場合は、規定の利用料金の3割を徴収する。
- ホールの利用につき、入場料等を徴収し、又は営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金に5割を加算する。
- やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
- 本表に規定する時間以外に利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する場合は、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。ただし、正午から午後1時及び午後5時から午後6時までは規定の利用料金の1時間相当額を徴収

する。

- 6 ホール利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生以下を参加対象者として主催する行事の利用については、規定の利用料金の半額とする。

4 器具利用料金

①体育館及び集会場器具利用料金

種別	区分	器具名	単 位	1 利用 につき	備 考
音響器具		大体育室放送設備 (有線マイク方式)	一式	1,590円	ダイナミックマイク 2 本付
		放送設備 (ワイヤレスマイク方式)	一式	2,130円	
		CDプレーヤー	1 台	530円	
		MDプレーヤー	1 台	530円	
		集会場放送設備 (有線マイク方式)	一式	1,060円	ダイナミックマイク 2 本付
		ダイナミックマイク	1 本	310円	
		ワイヤレスマイク	1 本	310円	
その他器具		コンセント	1 個	210円	
		電光得点表示板	1 組	530円	(退場タイマー含む)
		演台	一式	310円	
		コインロッカー	1 箱	50円	
		平台	1 枚	110円	
		長机	1 脚	50円	
		椅子	1 脚	10円	

②ホール器具利用料金

種別	区分	器具名	単 位	4 時間以内	備 考
音響器具		放送設備	一式	3,200円	ダイナミックマイク 2 本付
		ワイヤレスマイク	一式	2,130円	
		CDプレーヤー	1 台	530円	
		MDプレーヤー	1 台	530円	
		カセットテープレコーダー	1 台	530円	
		コンデンサーマイク	1 本	530円	
		ダイナミックマイク	1 本	310円	
		リボンマイク	1 本	310円	
照明器具		センターピンスポットライト	1 台	2,130円	
		シーリングスポットライト	1 台	470円	
		サスペンションスポットライト	1 台	470円	1 k W
		〃	1 台	310円	500W
		平凸レンズスポットライト	1 台	470円	1 k W
		〃	1 台	310円	500W
		フルネルレンズスポットライト	1 台	310円	
		エフェクトスポットライト	1 台	470円	
		フットスポットライト	1 台	310円	
		ミラーボール	1 台	530円	
		フロントサイドライト	1 台	470円	
		ストリップライト	1 台	210円	
		ドラムマシーン	1 台	470円	
		ストロボ	1 台	210円	
		アッパーホリゾンライト	1 回線	530円	

舞台器具	ローアーホリゾントライト	1 回線	530円	
	ボーダーライト	1 回線	530円	
	フットライト	1 回線	310円	
	持込電気器具	1 個	310円	
	コンセント	1 個	210円	
	反響板	一式	5,330円	
	組立花道	1 組	1,590円	
	平台	1 枚	110円	
	箱馬	1 個	20円	
	ひな壇	一式	2,130円	
	指揮台	1 台	310円	
	所作台	一式	2,660円	
	〃	1 枚	260円	
	長机	1 脚	50円	
	椅子	1 脚	10円	
	上敷	1 枚	110円	
その他器具	金屏風	1 双	1,060円	
	映写機	1 台	740円	映写幕を含む
	スライド映写機	1 台	420円	〃
	映写幕	1 枚	310円	
	演台	一式	310円	
	ピアノ	1 台	5,330円	
	ビデオプロジェクター	1 台	1,100円	

備考（ホール器具利用料金）

- 1 器具の利用時間が2時間までのときは、規定の利用料金の5割とする。
- 2 器具の利用時間が4時間を超えるときは、次の額を加算する。
 - イ 超過1時間までは規定の利用料金の3割
 - ロ 超過2時間までは規定の利用料金の5割
 - ハ 超過2時間を超え4時間までは規定の利用料金の10割
 - ニ 超過4時間を超えるときは、前各号の例によって計算した額を更に加算する。

5 照明料金

①練習利用

	器具	個数	呼称	30分あたり				
				全面 使用	部分使用			Dバン クのみ
					バスケット ボール1面	バレー ボール1面	バドミン トン1面	
大体育室	MF1000	38	600LUX	670円	340円	230円	70円	110円
	MF1000	76	1200LUX	1,340円	680円	460円	140円	220円
	MF1000	76	1500LUX	2,600円	1,310円	880円	270円	360円
	J1000 (ハロゲン)	81						
	J1000 (ハロゲン)	81	300LUX	1,260円	630円	420円	130円	140円
	MF400	48	水平灯	340円	170円	120円	40円	60円
卓球場 (ステージ)	FL110×2	16	蛍光灯	40円				
	200	27	ボーダー ライト	90円				
集会場	MF400	25	半灯	290円	290円	150円	80円	
	MF250	25						
	MF400	50	全灯	580円	580円	300円	160円	
	MF250	50						
観客席	500	23		190円				

②専用利用

	器具	呼称	30分あたり				
			全面 使用	Aバンク	Bバンク	Cバンク	Dバンク
				スイッチ1	スイッチ2	スイッチ3	
大体育室	MF1000	600LUX	670 円	210 円	140 円	210 円	110 円
	MF1000	1200LUX	1,340 円	420 円	280 円	420 円	220 円
	MF1000	1500LUX	2,600 円	840 円	560 円	840 円	360 円
	J1000 (ハロゲン)						
	J1000 (ハロゲン)	300LUX	1,260 円	420 円	280 円	420 円	140 円
	MF400	水平灯	340 円	100 円	80 円	100 円	60 円
卓球場 (ステージ)	FL110×2	蛍光灯	40 円				
	200	ボーダー ライト	90 円				
集会場	MF400	半灯	290 円	90 円	110 円	90 円	
	MF250						
	MF400	全灯	580 円	180 円	220 円	180 円	
	MF250						
観客席	500		190 円				

6 空調料金

①コインタイマー方式 (100円硬貨専用)

建物棟	系統	主熱源	居室別	100円硬貨1枚あたり	
				冷房	暖房
体育館	パッケージ エアコン	電気	選手控室A	50分	50分
			選手控室B	50分	50分
			ミーティングルーム	20分	20分
			会議室	20分	20分
コミセン5階	パッケージ エアコン	電気	控室(小)	50分	50分
			控室(大)	20分	20分

②受付徴収方式

建物棟	系統	主熱源	居室別	30分あたり		
				冷房	暖房	送風のみ
体育館	パッケージ エアコン	電気	役員室	50円	50円	
			医務室	50円	50円	
			放送室	40円	40円	
	R-1	ガス	大体育室	9,660円	6,620円	1,290円
	R-2	ガス	大体育室観客席	11,830円	11,460円	2,350円
	R-3	ガス	1階ロビー	2,080円	1,720円	180円
			2階ロビー	1,990円	1,360円	250円
コミセン2階	R-1	ガス	集会場	4,400円	2,340円	410円
コミセン5階	R-5	ガス	5階ホール	4,270円	4,040円	500円

7 その他実費

項 目	単 価	
コピー	1枚	10円
施設利用者に限り最大10枚まで		
FAX	市内	10円
	20kmまで	20円
	30kmまで	40円
	60kmまで	50円
	100kmまで	80円
	100km以上	100円
ストーブ (付属施設のみ)	1台4時間	200円
コインシャワー (集会場のみ)	5分間	100円
売電単価	1kWh	28.90円
5Fホール カラーフィルター	1枚	430円

8 駐車場利用料金

種別	利用料金
時間ぎめ	下表のとおり
月ぎめ	1月につき13,000円

時間ぎめ利用料金

区分 車両の区分	一般利用料金		施設利用者利用料金	
	昼間料金 8時00分～22時30分	夜間料金 22時30分～8時00分	昼間料金 8時00分～22時30分	夜間料金 22時30分～8時00分
	30分ごと	30分ごと	30分ごと	30分ごと
自動車	110円	50円	50円	50円
バイク	30円	30円	30円	30円

[illegible]

備品一覧

1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1988/7/31	ハイベックススポットライト HQE-250Hシリーズ	体育文化館
1992/1/23	ダブルマシン NC	体育文化館
1992/1/23	ミラーボール 450mm	体育文化館
1992/1/23	ミラーボール 450mm	体育文化館
1994/3/30	波のエフェクト 1000W	体育文化館
1994/3/30	波のエフェクト 1000W	体育文化館
1988/7/31	フレネルスポットライト FQ 1000W 1500W	体育文化館
2008/3/28	S D U R C E F O U R 750425	体育文化館
2010/6/18	800MHz帯ワイヤレスマイクロホン RAMSA WX-TBB16-K	体育文化館
2012/12/20	ワイヤレスマイク	体育文化館
2012/12/20	ワイヤレスマイク	体育文化館
2012/12/20	ワイヤレスピンマイク	体育文化館
2012/12/28	マルチエフェクタ	体育文化館
2013/1/25	CDプレーヤー/MDレコーダー	体育文化館
2013/1/25	CDプレーヤー/MDレコーダー	体育文化館
2013/1/25	CDレコーダー/カセットデッキ	体育文化館
2013/12/13	ワイヤレスピンマイク	体育文化館
1996/6/28	2E-3型ワイヤレス RAMSA WX-TB840	体育文化館
2017/2/2	プロジェクター	体育文化館
2018/3/30	超音波式故障探知機 ウォトラホン	体育文化館
2018/3/30	掃除機 スイデン SSV-110A	体育文化館
2015/3/11	三川内旋頭皿9寸	体育文化館(国体ショーケース内)
2015/3/11	三川内旋頭皿8寸	体育文化館(国体ショーケース内)
1983/12/22	時計塔 QSP-783R両面ボール型電波修正付大時計電池時計	体育文化館 前庭
2021/3/31	レジスターXE-A417-W	佐世保市体育文化館
2024/3/4	兵谷川工業製造椅子	体育文化館

指定管理者選定評価票(体育文化館)

(1)審査項目と配点(ウェイト)

評価項目		区分	評価着目点	配点
1	管理運営の方針等	(1)管理運営の方針等	○指定管理者として、本市の政策等を理解した上で、管理運営の基本方針等を提案しているか。 ○指定管理者として施設の管理運営を責任をもって取り組む姿勢があるか。	15
		計		15
2	指定管理者としての適格性	(1)安定的な管理運営を行う体制	○施設の設置目的や性格等を理解し、それらに適した管理運営体制が整っているか。(人員配置や実施方法等)	10
		(2)管理運営を行うにあたっての専門性	○管理運営を行うにあたって専門的な知識を有しており、この知識を管理運営に生かした提案内容であるか。 ○職員の資質向上のための取組みは十分か。	5
		(3)管理実績等	○類似の業務(指定管理業務及び体育施設管理業務)を履行した実績や、これに係る功績等があるか。	10
		(4)危機管理	○日常における事故(物的事故、情報セキュリティ事故等)の防止策等は適切か。 ○事故発生時の対応方針は適切か。	5
		計		30
3	収支計画	(1)管理運営の経費	○収入の増加を図る提案に実現性があるか。 ○支出の節減を図る提案に実現性があるか。 ○収支計画が効果的か。	15
		計		15
4	サービスの向上等	(1)利用者の要望及び苦情対応	○利用者の要望や苦情に対する対応方針は適切か。 ○要望等収集の実施方法等は効果的か。	5
		(2)利用者アンケート等	○利用者アンケートの実施方法は効果的か。 ○利用者アンケートの結果を踏まえた対応策は効果的か。	5
		(3)自主事業計画	○施設の設置目的に寄与する提案内容か。 ○施設の機能を生かした事業内容か。 ○集客が見込める事業内容か。	15
		(4)利用者数の増加等に向けた取組み	○施設の設置目的に合う提案であるか。 ○利用者数の増加や稼働率の向上に向けた取組み等の内容は効果的か。	5
		(5)広報活動計画	○広報活動に関する提案は意欲的かつ効果的か。	5
		計		35
5	地域への貢献	(1)地域への貢献	○地域交流の活性化につながる内容か。 ○地域経済の活性化につながる内容か。 ○地域の人材活用を行う内容か。	5
		計		5
合 計				100

指定管理者選定審査基準(体育文化館)

(2)採 点

<審査項目ごとの採点>

評価レベル	乗率	
5	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
4	80%	優れている(十分な能力を有している)
3	60%	普通(一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

【各審査項目の得点及び合計点数の算出方法】

○各審査項目の得点

各審査項目の配点(ウエイト)に、評価レベルの乗率を乗じることにより算出する。

$$\text{各審査項目の得点} = \text{各審査項目の配点(ウエイト)} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

○合計得点

各審査項目の得点の合計で、100点満点とする。

佐世保市体育文化館条例（昭和58年3月17日条例第13号）

最終改正:令和6年3月1日条例第2号

改正内容:令和6年3月1日条例第2号〔令和6年4月1日〕

○佐世保市体育文化館条例

昭和58年3月17日条例第13号

改正

昭和61年3月29日条例第22号
昭和63年3月30日条例第28号
平成元年3月30日条例第5号
平成9年3月31日条例第20号
平成11年3月24日条例第4号
平成11年9月30日条例第28号
平成15年9月26日条例第33号
平成17年3月28日条例第29号
平成21年3月24日条例第12号
平成24年12月19日条例第58号
平成25年12月18日条例第76号
平成27年12月18日条例第63号
令和元年7月3日条例第90号
令和5年12月21日条例第40号
令和6年3月1日条例第2号

佐世保市体育文化館条例

（目的及び設置）

第1条 本市における体育・スポーツの振興を図るとともに、市民の健康増進及び文化、教養の向上に寄与するため、佐世保市体育文化館（以下「体育文化館」という。）を佐世保市光月町6番17号に設置する。

（構成）

第2条 体育文化館は、次の各号に掲げる施設をもつて構成する。

- (1) 体育館
- (2) コミュニティセンター
- (3) 駐車場

（利用の許可）

第3条 体育文化館を利用しようとする者は、第13条第2項の規定により市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

（利用許可の制限）

第4条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、体育文化館の利用を許可しないことができる。

- (1) 体育文化館の管理上支障があると認めるとき。
- (2) 体育文化館又はその附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他利用させることを不適当と認めるとき。

（譲渡及び転賃の禁止）

第5条 体育文化館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転賃してはならない。

（利用料金の納入）

第6条 利用者は、指定管理者に体育文化館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下同じ。）は、別表1、別表2又は別表3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 駐車場の利用料金は、時間ぎめにあつては、自動車を出庫させるときに、月ぎめにあつては、指定管理者が別に定める時期に徴収するものとする。

4 指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の収入）

第7条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用許可の取消等）

第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 第4条各号の一に該当する事由が発生したとき。
- 2 前項の規定による取消等により生じた損害については、市及び指定管理者はその責を負わない。

(損害賠償)

第11条 体育文化館又はその附属設備等に損害を加えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 体育文化館の管理は、第1条に規定する体育文化館の設置目的を遂行するための事業活動を行う法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者に次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が別に定める書類

2 市長は、前項の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、体育文化館の設置目的を最も効果的に達成できると認めた者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する利用の許可、第4条に規定する利用許可の制限及び第10条に規定する利用許可の取消等その他利用許可に関連する業務
- (2) 第6条に規定する利用料金の納入その他利用料金に関連する業務
- (3) 体育文化館及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育文化館の運営に関して市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第16条 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、体育文化館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

第17条 市長は、体育文化館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて随時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18条 指定管理者は、体育文化館において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、体育文化館を管理するにあつて知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(市長による管理)

第20条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第12条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条、第4条、第6条第1項から第3項まで及び第8条から第10条まで並びに別表1から別表3までの規定の適用については、第3条中「第13条第2項の規定により市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「体育文化館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「体育文化館の利用に係る使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表1、別表2又は別表3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表1、別表2又は別表3に定める額」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表1から別表3までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公告するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(佐世保市体育施設管理使用条例の一部改正)

2 佐世保市体育施設管理使用条例(昭和27年条例第55号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和61年3月29日条例第22号)

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の佐世保市体育文化館条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 冷暖房等の使用については、別に実費を徴収する。

附 則（昭和63年3月30日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月30日条例第5号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前までの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第33号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第11条とし、同条の次に8条を加える改正規定中第13条、第14条及び第16条に係る部分は、公布の日から施行する。

（佐世保市公民館条例の一部改正）

- 2 佐世保市公民館条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年3月24日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第58号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の別表1から別表3までの規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月18日条例第63号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の別表1及び別表2の規定は、この条例の公布の日以後の、平成28年4月1日以降の施設の利用申請に係る利用料金について適用する。

附 則（令和元年7月3日条例第80号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表1から別表3までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表1から別表3までの規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月21日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月1日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

体育館

(1) 体育館利用料金

(イ) 専用利用料金

区分\利用時間			自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
営利を 目的と しない 場合	体育・スポーツ に利用する場合	入場料等を徴収し ない場合	8,640円	8,640円	8,640円
		入場料等を徴収す る場合	25,920円	25,920円	25,920円
	体育・スポーツ 以外に利用する 場合	入場料等を徴収し ない場合	25,920円	25,920円	25,920円
		入場料等を徴収す る場合	77,760円	77,760円	77,760円
営利を目的とする場合			233,280円	233,280円	233,280円

(ロ) 練習利用料金

区分	利用料金	
	市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
バスケットボールコート1面1時間につき	1,080円	1,350円
バレーボールコート1面1時間につき	880円	1,100円
バドミントンコート1面1時間につき	430円	530円
卓球台1台1時間につき	280円	350円

(2) 附属施設利用料金

区分	専用付帯利用 (1利用につき)	個別利用(1時間につき)	
		市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
ステージ	—	180円	230円
選手控室A・B	470円	290円	380円
ミーティングルーム	950円	600円	790円
役員室	1,190円	—	—
会議室	840円	800円	1,200円

備考

- 入場料等を徴収する場合には、規定の利用料金に次に掲げる額を加算する。
 - 営利を目的としない場合
入場料の最高額を60倍した額(ただし、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。))以下の学校及びその団体にあつては、30倍とする。)
 - 営利を目的とする場合
入場料の最高額を100倍した額
- 専用利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生(中等教育学校の後期課程の在学学生を含む。以下同じ。))以下を参加対象者として主催する行事で、市レベルの規模以上のものに係る利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 練習利用料金のうち、高校生以下の利用については、規定の利用料金の半額とする。
- 準備又は後片づけに係る利用については、規定の利用料金の3分の1とする。
- 専用利用において、午前9時から午後9時までの時間以外の時間に利用する場合には、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。
- 練習利用時間及び附属施設の個別利用時間は、1時間を単位とする。ただし、管理運営上必要と認められる時間帯については、利用時間の単位を2時間とすることができる。
- 前号の場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- やむを得ない理由により休館日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に2割を加算した額とする。
- 照明冷暖房等の利用については、別に実費を徴収する。
- 器具の利用料金については、別に規則で定める。

別表2（第6条関係）

コミュニティセンター

(1) ホール利用料金

区分\利用時間		自 午前9時 至 正午	自 午後1時 至 午後5時	自 午後6時 至 午後10時
ホール	平日	9,630円	20,470円	24,090円
	土曜日・日曜日 休日	11,550円	24,570円	28,900円
第1控室		4時間につき 600円		
第2控室		4時間につき 1,190円		

備考

- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。
- 利用者が練習又は準備のため、ホールの舞台面のみを利用する場合は、規定の利用料金の3割を徴収する。
- ホールの利用につき、入場料等を徴収し、又は営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の5割を加算する。
- 冷暖房等の利用については、別に実費を徴収する。
- 別表1備考第8号及び第10号の規定は、ホールの利用の場合に適用する。
- 本表に規定する時間以外に利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する場合は、利用時間1時間までごとに規定の利用料金の1時間相当額に2割を加算した額を徴収する。ただし、正午から午後1時及び午後5時から午後6時までは規定の利用料金の1時間相当額を徴収する。
- ホール利用料金のうち高等学校以下の学校団体その他市長が定める団体が高校生以下を参加対象者として主催する行事の利用については、規定の利用料金の半額とする。

(2) 集会場利用料金

区分\利用時間		自 午前9時 至 午後1時	自 午後1時 至 午後5時	自 午後5時 至 午後9時
専用利 用料金	体育・スポーツに利用する場合	4,320円	4,320円	4,320円
	体育・スポーツ以外に利用する場合	8,640円	8,640円	8,640円
	営利を目的とする場合	77,760円	77,760円	77,760円

備考

- 別表1(1)体育館利用料金のうち(ロ)練習利用料金の表は、集会場練習利用の場合に適用する。
- 別表1備考第2号から第10号までの規定は、集会場の使用の場合に適用する。

別表3（第6条関係）

駐車場

種別	利用料金
時間ぎめ	1時間につき310円
月ぎめ	1月につき20,950円

佐世保市体育文化館条例施行規則（令和6年4月1日規則第44号）

最終改正:

改正内容:令和6年4月1日規則第44号【令和6年4月1日】

○佐世保市体育文化館条例施行規則

令和6年4月1日規則第44号

佐世保市体育文化館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日等）

第2条 佐世保市体育文化館（以下「体育文化館」という。）の休館日及び閉館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者において必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

区分		休館日	閉館時間
体育館		毎週火曜日、12月29日から 1月3日まで	自午前9時 至午後9時30分
コミュニティセンター	ホール	〃	自午前9時 至午後10時
	集会場	〃	自午前9時 至午後9時30分
駐車場			自午前8時 至午後10時30分

備考 休館日の火曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）と重なるときは、その日後の直近の休日でない日を休館日とする。

（利用の許可申請等）

第3条 条例第3条の規定により体育文化館（駐車場施設を除く。以下第12条までにおいて同じ。）の利用許可を受けようとする者は、体育文化館利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、体育館及び集会場の専用利用をしようとするときは、体育文化館利用許可申請書に体育文化館利用計画書を添付しなければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、体育文化館の利用を許可したときは、体育文化館利用許可書を利用者に交付する。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（利用時間の延長等）

第4条 利用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る利用時間を超過し、又は繰り上げる必要があるときは、あらかじめ指定管理者に申し出なければならない。

（利用の中止又は変更）

第5条 利用者は、体育文化館の利用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに体育文化館利用中止（変更）届出書を指定管理者に届け出なければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（専用利用料金のうち規定の利用料金の半額とする団体）

第6条 条例別表1備考第2号及び別表2コミュニティセンター（1）ホール利用料金備考第7号に規定する市長が定める団体は、次のとおりとする。

（1）公益財団法人佐世保市スポーツ協会に所属する各競技団体及びその上部団体

（2）佐世保市文化協会に所属する団体及びその上部団体

（器具利用料金）

第7条 条例別表1備考第10号に規定する器具利用料金は、別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 指定管理者は、前項で定めた器具利用料金の額を変更しようとするときは、改めて市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の後納）

第8条 利用者は、条例第6条第1項ただし書の規定により利用料金を後納しようとするときは、体育文化館利用料金後納申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免）

第9条 条例第8条の規定に基づき利用料金を減免する場合の要件及び減免の率は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、体育文化館利用料金減免申請書に当該理由を証する書面を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表2第1項に該当し、指定管理者が当該申請書の提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる場合に該当する体育文化館の利用については、原則として利用料金を減免しないものとする。

（1）入場料等の徴収を伴う体育文化館の利用

（2）体育館附属施設並びにホールの第1控室及び第2控室の利用

（3）体育館、集会場及びホールの器具の利用

（利用料金の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付する場合の要件及びその還付率は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由により体育文化館を利用することができなくなったとき 全額
- (2) 利用許可を受けた者が利用の日から30日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 8割
- (3) 利用許可を受けた者が利用の日から15日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 6割
- (4) 利用許可を受けた者が利用の日から3日前までに当該利用の中止を申し出た場合において、市長が正当な理由があると認めたとき 5割

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付願を指定管理者に提出しなければならない。

（体育文化館利用許可書の携帯）

第11条 利用者は、体育文化館利用許可書を常に携帯し、係員から求められたときはこれを提示しなければならない。

（入館の拒否等）

第12条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、体育文化館の入館を拒否し退館を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) てい酔者及び感染性の疾患を有する者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品、動物等を携行する者
 - (3) その他管理上支障があると認められる者
- （入館者の守るべき事項）

第13条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙若しくは飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 所定の場所以外に許可なくみだりに出入りしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

（駐車場整理券）

第14条 駐車場に自動車を経営者で駐車させたものについては、駐車場整理券を発行する。

（月ぎめ駐車）

第15条 月ぎめ駐車の利用期間は、1箇月を単位とし、毎月1日からその月の末日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は利用できないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、12月29日から1月3日までの期間にあっては、土曜日、日曜日及び国民の祝日も駐車することができる。

（月ぎめ駐車場の利用の許可申請等）

第16条 自動車を月ぎめ駐車させようとする者は、月ぎめ駐車場利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 月ぎめ駐車をしている者で、駐車する自動車に変更がなく、その利用期間満了後も引き続き月ぎめ駐車しようとする者は、指定管理者が定める日までに月ぎめ駐車場の利用料金（以下「月ぎめ駐車場利用料金」という。）を納入することにより、前項の申請書を提出したものとみなす。

3 指定管理者は、月ぎめ駐車場の利用を許可したときは、月ぎめ駐車場利用許可書及び定期駐車券（第20条において「許可書等」という。）を交付する。

（月ぎめ駐車場利用料金の納入）

第17条 月ぎめ駐車の利用許可を受けた者は、当該許可に係る月ぎめ駐車場利用料金を納入しなければならない。

（月ぎめ駐車場利用料金の還付）

第18条 条例第9条ただし書の規定により、既納の月ぎめ駐車場利用料金を還付する場合の要件は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由により駐車場を利用することができなくなったとき。
- (2) 既納の利用料金に係る利用期間の途中で利用を取り止める場合であって、正当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により還付する場合の還付額は、月ぎめ駐車場利用料金を第15条に定める駐車期間の日数で除し、その金額に駐車日数を乗じて得た額を控除した額とする。

3 月ぎめ駐車場利用料金の還付を受けようとする者は、月ぎめ駐車場利用料金還付願を指定管理者に速やかに提出しなければならない。

（駐車場利用料金の減免）

第19条 条例第8条の規定に基づき駐車場の利用料金を減免する場合の要件及び減免の率は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車 免除
- (2) 駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため利用する自動車 免除
- (3) 駐車場付近において不測の事故等により緊急を要する電気工事又はガス工事の応急作業のため利用する自動車 免除
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市が作成する地域防災計画に定める緊急避難場所が開設された新公園又は緊急避難場所若しくは避難所が開設された体育文化館若しくは中部地区コミュニティセンターへ避難するため利用する自動車 免除
- (5) その他市長が特別の理由があると認めた自動車 市長が相当と認める額を減額

（許可書等の携帯）

第20条 許可書等の交付を受けた者は、許可書等を常に携帯し、係員から求められたときはこれを提示しなければならない。

（駐車場の拒否）

第21条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、自動車を駐車場に駐車することを拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 他の自動車の駐車に支障となる荷物又は動物を積載しているとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第22条 駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は駐車中の他の車を汚染し、若しくは毀損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) その他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害の届出)

第23条 利用者その他入場者は、体育施設等又は器具類を破損又は亡失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、市長の指示を受けなければならない。

(端数計算の処理)

第24条 体育文化館の利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(協定の締結)

第25条 条例第16条第2項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 管理費用に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 施設、附属設備及び備付けの物品の取扱い事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(業務報告書の作成及び提出)

第26条 指定管理者は4月1日から翌年3月31日まで(以下「事業年度」という。)の年間業務報告書を作成し、翌年6月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の年間業務報告書をその取り消された日から起算して3月以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 損益計算書又はそれに類するもの
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なもの

(市長による管理)

第27条 条例第20条第1項の規定により市長が体育文化館の管理に係る業務を行う場合における第2条、第3条から第5条まで、第7条第1項、第8条から第10条まで、第12条、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第24条並びに別表1及び別表2の規定の適用については、第2条中「指定管理者において必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第3条から第5条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条第1項中「器具利用料金は、別表1に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「器具使用料は、別表1に定める額」と、第8条中「利用料金を後納」とあるのは「使用料を後納」と、「体育文化館利用料金後納申請書を指定管理者」とあるのは「体育文化館使用料後納申請書を市長」と、第9条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の減免」とあるのは「使用料の減免」と、「体育文化館利用料金減免申請書」とあるのは「体育文化館使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項及び第10条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の還付」とあるのは「使用料の還付」と、「利用料金還付願を指定管理者」とあるのは「使用料還付願を市長」と、第12条及び第16条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者が定める日までに月ぎめ駐車場の利用料金(以下「月ぎめ駐車場利用料金」という。）」とあるのは「市長が定める日までに月ぎめ駐車場使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「月ぎめ駐車場利用料金」とあるのは「月ぎめ駐車場使用料」と、第18条第1項中「月ぎめ駐車場利用料金」とあるのは「月ぎめ駐車場使用料」と、「既納の利用料金」とあるのは「既納の使用料」と、同条第2項中「月ぎめ駐車場利用料金」とあるのは「月ぎめ駐車場使用料」と、同条第3項中「月ぎめ駐車場利用料金の還付」とあるのは「月ぎめ駐車場使用料の還付」と、「月ぎめ駐車場利用料金還付願を指定管理者」とあるのは「月ぎめ駐車場使用料還付願を市長」と、第19条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第21条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第23条中「指定管理者に届け出て、市長の指示」とあるのは「市長に届け出て、その指示」と、第24条及び別表1中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表2中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「特別の理由があると認め、市長が承認したとき」とあるのは「特別の理由があると認めたとき」とする。

(補則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第7条関係）

器具利用料金

(1) 体育館及び集会場器具

種別／区分	器具名	単位	1利用につき	備考
音響器具	大体育室放送設備(有線マイク方式)	一式	1,590円	ダイナミックマイク2本付
	放送設備(ワイヤレスマイク方式)	一式	2,130円	
	CDプレーヤー	1台	530円	
	MDプレーヤー	1台	530円	
	集会場放送設備(有線マイク方式)	一式	1,060円	ダイナミックマイク2本付
	ダイナミックマイク	1本	310円	
その他器具	コンセント	1個	210円	
	電光得点表示板	1組	530円	退場タイマーを含む。
	演台	一式	310円	
	コインロッカー	1箱	50円	
	平台	1枚	110円	
	長机	1脚	50円	
	椅子	1脚	10円	

(2) ホール器具

種別／区分	器具名	単位	4時間以内	備考
音響器具	放送設備	一式	3,200円	ダイナミックマイク2本付
	ワイヤレスマイク	一式	2,130円	
	CDプレーヤー	1台	530円	
	MDプレーヤー	1台	530円	
	カセットテープレコーダー	1台	530円	
	コンデンサーマイク	1本	530円	
	ダイナミックマイク	1本	310円	
	リボンマイク	1本	310円	
照明器具	センターピンスポットライト	1台	2,130円	
	シーリングスポットライト	1台	470円	
	サスペンションスポットライト	1台	470円	1kW
	"	1台	310円	500W
	平凸レンズスポットライト	1台	470円	1kW
	"	1台	310円	500W
	フルネルレンズスポットライト	1台	310円	
	エフェクトスポットライト	1台	470円	
	フットスポットライト	1台	310円	
	ミラーボール	1台	530円	
	フロントサイドライト	1台	470円	
	ストリップライト	1台	210円	
	ドラムマシーン	1台	470円	
	ストロボ	1台	210円	
	アッパーホリゾンライト	1回線	530円	
	ローアホリゾンライト	1回戦	530円	
	ボーダーライト	1回戦	530円	
	フットライト	1回戦	310円	
	持込電気器具	1個	310円	
	コンセント	1個	210円	
舞台器具	反響板	一式	5,330円	
	組立花道	1組	1,590円	
	平台	1枚	110円	

	箱馬	1個	20円	
	ひな壇	一式	2,130円	
	指揮台	1台	310円	
	所作台	一式	2,660円	
	”	1枚	260円	
	長机	1脚	50円	
	椅子	1脚	10円	
	上敷	1枚	110円	
	金屏風	1双	1,060円	
その他器具	映写機	1台	740円	映写幕を含む。
	スライド映写機	1台	420円	”
	映写幕	1枚	310円	
	演台	一式	310円	
	ピアノ	1台	5,330円	
	ビデオプロジェクター	1台	1,100円	

備考（ホール器具）

- 1 器具の利用時間が2時間までのときは、規定の利用料金の5割とする。
- 2 器具の利用時間が4時間を超えるときは、次の額を加算する。
 - イ 超過1時間までは規定の利用料金の3割
 - ロ 超過2時間までは規定の利用料金の5割
 - ハ 超過4時間までは規定の利用料金の10割
 - ニ 超過4時間を超えるときは、イからハまでの例によって計算した額に更に加算する。

別表2（第9条関係）

要件		減免率
1	国又は地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使用するとき。	全額
2	指定管理者が特別の理由があると認め、市長が承認したとき。	指定管理者が定める率

体育施設優先使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる条例（以下「各施設条例」という。）に基づき行われる体育施設（体育文化館のホールを除く。以下同じ。）の使用（指定管理者が管理する体育施設の利用を含む。以下同じ。）に関し、その優先使用希望の申請について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 佐世保市総合グラウンド条例（昭和45年条例第15号）
- (2) 佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号）
- (3) 佐世保市温水プール条例（昭和62年条例第6号）
- (4) 佐世保市東部スポーツ広場条例（平成5年条例第30号）
- (5) 佐世保市北部ふれあいスポーツ広場条例（平成8年条例第45号）
- (6) 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例（平成16年条例第88号）
- (7) 佐世保市宇久地区体育施設条例（平成17年条例第114号）
- (8) 佐世保市小佐々地区体育施設条例（平成17年条例第115号）
- (9) 佐世保市江迎地区体育施設条例（平成21年条例第83号）
- (10) 佐世保市鹿町地区体育施設条例（平成21年条例第84号）

(優先使用希望申請ができる行事及び時期)

第2条 体育施設の予約は、使用希望日（複数日にわたる場合はその初日。以下同じ。）の前年度の1月若しくは2月に行う専用(大会)利用予約のための日程調整会（宇久地区体育施設及び江迎地区体育施設を除く。）又は使用希望日の前月から予約可能な練習使用予約等において申込みを受けて調整して決定することを原則とするが、別表1に掲げる行事に限っては、それぞれ同表に掲げる時期に優先使用希望申請ができるものとする。

(優先使用希望の申請)

第3条 体育施設の優先使用を希望する者は、別表2に掲げる区分に応じた手続きに従い、市長又は指定管理者に申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による優先使用希望の申請は、使用希望日の前年度の11月30日までに行わなければならない。

(優先希望使用申請の承認決定等)

第4条 市長又は指定管理者は、前条の規定により優先使用希望申請があった場合は、内容精査後、速やかに、これを承認又は承認しないことを決定するものとする。

2 前項の場合において、市長又は指定管理者は、別表1に掲げる基準によって、当該決定を行うものとする。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（優先使用希望承認書の交付）

第5条 市長は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに優先使用希望承認書（様式2）を優先使用を希望した者に交付するものとする。

2 指定管理者は、優先使用希望の承認を決定したときは、速やかに指定管理者の定める承認書を優先使用を希望した者に交付するものとする。

（使用許可申請書の提出時期）

第6条 前条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者は、使用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、各施設条例に定められた使用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

（使用の中止又は変更）

第7条 第5条第1項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに体育施設優先使用希望（中止・変更）届出書（様式3）を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定により優先使用希望の承認を受けた者が、当該体育施設の使用を中止し、又は内容を変更しようとするときは、速やかに指定管理者が定める届出書を指定管理者に届け出なければならない。

（優先使用希望承認の取消等）

第8条 市長及び指定管理者は、偽りその他不正な手段により優先使用希望の承認を受けた者に対して、その優先使用希望承認の取消又は制限若しくは停止を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条及び第 4 条関係）

	行事	申請できる時期
1	佐世保市長、長崎県知事、佐世保市議会議員、長崎県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙開票	使用希望日の 3 年前の日から
2	各地域・国での予選大会・選考会を経て開催されるスポーツ国際大会	
3	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ全国大会	
4	各地区ブロック予選・県大会予選を経て開催されるスポーツ西日本ブロック大会及び九州大会	使用希望日の 2 年前の日から
5	開催により多数の宿泊者があるなど、本市に経済的な波及効果が見込まれる行事	
6	佐世保市スポーツマンス関連行事	使用希望日の 3 年前の日から
7	佐世保市中学校体育大会（新人戦は除く）	
8	ながさき県民総スポーツ祭（長崎県民体育大会、長崎県民スポーツ・レクリエーション祭）	
9	長崎県中学校総合体育大会	
10	長崎県高等学校総合体育大会	
11	市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事	
12	市又は公益財団法人佐世保市スポーツ協会が主催するスポーツに関する大会、講習会及び講演会	
13	その他市又は指定管理者が特に認める行事（指定管理者が認める場合にあつては、事前に市と協議したもの	

	に限る。)	
--	-------	--

備考 5の行事はスポーツ振興課で判断を行うものとし、行事の実績についても、その後の優先使用申請時の参考とする。

別表2（第3条関係）

優先使用希望する体育施設	提出書類	提出先
吉井地区体育施設 世知原地区体育施設 宇久地区体育施設 江迎地区体育施設	・優先使用希望申請書（様式1） ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	市長
総合グラウンド 体育文化館 温水プール 東部スポーツ広場 北部ふれあいスポーツ広場 小佐々地区体育施設 鹿町地区体育施設	・指定管理者が定める申請書 ・当該体育施設を優先して使用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数、市内宿泊予定者数等がわかる資料等）	当該体育施設の指定管理者

学校ナイター管理業務仕様書

- 1 対象校 春日小学校 清水中学校 福石中学校
- 2 施設の供用に関すること
 - (1) 施設の使用申請の受付、許可発行等の代行業務
 - (2) 各学校・市との使用日程調整
- 3 施設の管理等に関すること
 - (1) 施設管理に要する消耗品費の支出
 - (2) ナイター照明設備の簡易的な点検及び補修
 - (3) 使用状況及び使用料等の統計業務及び、報告書作成

以 上

新公園テニスコート管理業務仕様書

佐世保市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、新公園テニスコート管理業務（以下「業務」という。）の委託について、以下の通り仕様書を定める。

1. 業務対象施設

新公園テニスコート

2. 業務内容

①テニスコート利用（予約）受付業務

佐世保市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）による抽選及び先着順予約受付業務を体育文化館受付にて行う。

②維持管理業務

利用者への鍵の貸出

コート清掃（週1回。特に必要と判断される場合はその都度）

雨天時のコート使用可・不可の判断

③その他

- ・コート内で事故が起こった場合は、速やかに甲に報告を行い、指示を仰ぐとともに緊急又は応急的な措置が必要な場合は、その都度対応すること。

- ・利用者からの苦情に関しては適宜対応すること。ただし、受付業務以外の内容については、甲に文書で、緊急の場合は電話で報告すること。

- ・その他、業務実施中に疑問点、緊急事態が発生した場合は甲に連絡をとるとともに、直ちにその対応をとること。

- ・コートの清掃用具・事務手続に必要となる消耗品やその他の事務費については、委託料の範囲内とする。

3. テニスコートの利用基準

貸出時間…9:00～20:00

ただし、乙が必要であると認めるときは、甲の承認を得て、これを変更することができる。

休館日 …体育文化館の休館日と同日とする。

※臨時休館する場合は、甲に書類で通知すること。予約システムへの入力甲で行う。

4. 乙は業務実施中、公園の意義を十分認識し、公園利用者などに危険を及ぼさないよう十分注意すること。また、公園の施設等に損害を及ぼさないよう十分注意すること。万一、業務実施中に、他に損害を与えた場合は、甲に速やかに報告するとともに乙の負担において処理するものとする。

5. 提出書類

実績報告書として、受付簿等及び利用者の月次統計を6ヶ月毎にまとめて甲に提出し、確認を受けること。

6. 委託料の支払い

乙は、令和●年●月及び業務完了後にそれぞれ●●●●円を請求するものとし、甲はその適法な請求書を受理後30日以内に支払うものとする。

7. 本仕様書に定めていないことは、甲と乙の協議のうえ決定するものとする。

8. 乙はその他甲が指示する事項を遵守すること。

以 上